

福祉総合情報システム運用管理要綱

24川健企第 297号

平成25年 1 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、福祉総合情報システム（以下「本システム」という。）の運用管理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本システム 川崎市において別表に定める事業に関する福祉サービスの実施を支援するシステムをいう。
- (2) 利用課 利用者が所属する課（課を置かない部、課を置かない部に相当する室並びに課に相当する室及びセンターにあっては、当該部、室又はセンター）をいう。
- (3) 利用者 本システム利用の権限を付与された者をいう。
- (4) 情報資産 本システムで取り扱う情報をいう。

(福祉総合情報システム総括者)

第3条 本システムの運用管理を行うため、福祉総合情報システム総括者（以下「システム総括者」という。）を置き、健康福祉局及び共通部分に関する業務は健康福祉局総務部長を、こども未来局に関する業務はこども未来局総務部長をもって充てる。

2 システム総括者は、次の業務を指揮監督する。

- (1) 本システムの運用管理に関すること。
- (2) 本システムの保守に関すること。
- (3) 本システムのセキュリティに関すること。

(4) 本システムの障害発生時における対応に関すること。

3 システム総括者は前項の業務を実施するに当たり、福祉総合情報システム情報管理責任者（以下「情報管理責任者」という。）及び福祉総合情報システム利用責任者（以下「利用責任者」という。）を指揮監督する。

（福祉総合情報システム管理者）

第4条 福祉総合情報システム管理者（以下「システム管理者」という。）は、システム総括者を代理するほか、前条第2項各号に定める業務を行う。

2 システム管理者は、健康福祉局総務部保健福祉システム課長をもって充てる。

3 システム管理者は、その業務の実施を補佐するため、健康福祉局総務部保健福祉システム課及びこども未来局総務部企画課職員から福祉総合情報システム運用担当者（以下「システム運用担当者」という。）を選任することができる。

（情報管理責任者）

第5条 情報資産の管理に関する責任者として、別表に定める情報管理責任者を設置する。

2 情報管理責任者は、情報資産に関する情報セキュリティの維持及び利用者の情報利用の可否判断を行う。

3 情報管理責任者は、前項の業務を実施するに当たっては、第10条第1項の規定によるほか、システム総括者が定める事項に従うこととする。

4 情報管理責任者は、その業務の実施を補佐するため、自らが所属する利用課のうち、福祉総合情報システム情報管理担当者（以下「情報管理担当者」という。）を選任することができる。

（システム改修）

第6条 本システムの改修は、次の各号に定めるところにより決定を行う。

- (1) 情報管理責任者は、システム総括者の同意を得て、自らが管理する情報資産を取り扱う本システムの改修内容の決定を行う。
- (2) 本システムの共通部分に関するシステム改修内容の決定は、関係する情報管理責任者との調整を行ったうえで、システム総括者が行う。
- (3) システム総括者は、前各号に基づき決定した内容を総合的に勘案し、本システムの改修の決定を行う。

2 情報管理責任者は、前項第1号の決定を行うに当たっては、別表に規定する自らが取り扱う情報資産を除く情報資産を取り扱う本システムに改修を行う必要が生じた場合は、当該情報資産を取り扱う情報管理責任者にあらかじめ承認を得るものとする。

3 システム総括者及び情報管理責任者は、第1項第3号に基づき本システムの改修を行う場合は、情報システムの導入等に係る事務手続要綱（平成19年3月30日18川総シ企第1351号。以下「システム導入等事務手続要綱」という。）及びシステム総括者が別途定める事項に基づき、行わなければならない。

（システムの廃止）

第7条 別表に規定する情報資産を本システムで利用する必要がなくなったときは、本システムの廃止に向け、次の各号に定めるところにより決定等を行う。

- (1) 情報管理責任者は、システム総括者の同意を得て、自らが管理する情報資産を取り扱う本システムの利用停止に関する決定及びそれに向けた必要な措置を講じなければならない。この場合において、情報管理責任者は、事前にシステム総括者に通知しなければならない。
- (2) システム総括者は、前号に基づく通知の内容を総合的に勘案し、本システムの利用停止に関する必要な措置を講ずるものとする。

2 情報管理責任者は、前項第1号の決定等を行うに当たっては、別表に規定する自らが取り扱う情報資産を除く情報資産を取り扱う本システムに影響が生じる場合は、当該情報資産を取り扱う情報管理責任者にあらかじめ承認を得るものとする。

3 システム総括者及び情報管理責任者は、第1項各号に基づき必要な措置を講ずる場合は、システム導入等事務手続要綱及びシステム総括者が別に定める事項に従うこととする。

(利用責任者)

第8条 本システムの利用課には、本システムの利用に関する責任者として利用責任者を置く。

2 利用責任者は、原則として利用課の長をもって充てる。

3 利用責任者は、自らが所属する利用課のうち、本システムの利用者を指揮監督する。

(障害発生時の体制について)

第9条 情報管理責任者は、システム総括者が第3条第2項第4号に関する業務を実施するにあたり、即時に必要な情報が収集できるよう緊急連絡体制を整備しなければならない。

2 前項の規定による緊急連絡体制は、必要な情報の提供及び判断が行える職員を網羅するものでなければならない。

(セキュリティ管理)

第10条 情報管理責任者及び利用責任者は情報資産の取り扱いに関し、川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成19年川崎市訓令第1号）、川崎市情報セキュリティ基準及び情報セキュリティ対策マニュアルに基づき適正に管理しなければならない。

2 システム総括者は、システムの利用に当たって情報セキュリティ上問題が

あると判断したときは、情報管理責任者及び利用責任者に対しその改善を求めることができる。

(福祉総合情報システム運用保守の実施支援)

第11条 総務企画局情報管理部システム管理課長は、本システムに関する次の業務を支援する。

- (1) 本システムのサーバの監視及びバックアップ運用に関すること。
- (2) 本システムの保守実施に関すること。
- (3) 本システムの障害対応調整及び実施に関すること。
- (4) 本システムのバッチ処理の実行管理（オペレーション）に関すること。

(運用管理会議)

第12条 システム総括者は運用管理上調整及び報告案件等が生じたときは、必要に応じて情報管理責任者を招集し福祉総合情報システム運用管理会議を開催する。

- 2 緊急を要する場合等は、持回りによって会議開催に代えることができる。
- 3 福祉総合情報システム運用管理会議に、これを補佐するため福祉総合情報システム運用管理担当者会議（以下、「運用管理担当者会議」という。）を置く。
- 4 前項の運用管理担当者会議は、情報管理担当者、システム運用担当者その他システム管理者が必要と認める者によって構成し、必要に応じてシステム管理者が招集する。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本システムの運用管理について必要な事項はシステム総括者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

事業	情報資産	情報管理責任者
介護保険	介護保険業務に関する情報資産	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長 健康福祉局長寿社会部介護保険課長 健康福祉局保健医療政策部担当課長 [健康増進]
生活保護	生活保護に関する情報資産	健康福祉局生活保護・自立支援室保護指導担当課長
民生委員管理事業	民生委員管理業務に関する情報資産	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長
身体障害者手帳	身体障害者手帳業務に関する情報資産	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長
療育手帳	療育手帳業務に関する情報資産	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長
精神障害者保健手帳	精神障害者保健手帳業務に関する情報資産	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長
証明書発行及びその他履歴管理	証明書発行及びその他履歴管理に関する情報資産	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長 健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課長
自立支援医療（精神通院） 自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（更正医療及び精神通院）業務に関する情報資産	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課長
自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（育成医療）業務に関する情報資産	こども未来局こども支援部こども保健福祉課長
小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病医療費助成事業に関する情報資産	こども未来局こども支援部こども保健福祉課長
障害福祉サービス等事業	障害福祉サービス等事業業務に関する情報資産	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長
障害児施設入所支援・障害児施設通所支援	障害児支援業務に関する情報資産	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長
補装具費支給 重度障害児（者）日常生活	障害者支援業務に関する情報資産	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

用具給付等事業 点字図書給付 緊急通報システム設置運営 事業 やさしい住まい推進事業 重度障害者入浴援護事業		
ねたきり高齢者紙おむつ給 付事業 ねたきり高齢者日常生活用 具給付事業 高齢者住宅改造費助成事業 高齢者世帯住替え家賃助成 福祉電話相談 ひとり暮らし等高齢者見守 り事業 外出支援サービス事業 徘徊高齢者発見システム 徘徊高齢者SOSネットワー ク事業 高齢者訪問理美容サービス 事業 生活支援型食事サービス事 業 在宅ねたきり高齢者寝具乾 燥事業 要介護者生活支援ヘルパー 派遣事業 高齢者緊急通報システム設 置運営事業 高齢者等携帯型緊急通報シ ステム運営事業	高齢者福祉サービス業 務に関する情報資産	健康福祉局長寿社会部高齢 者在宅サービス課長
児童手当 児童扶養手当	児童関係手当支給業務 に関する情報資産	こども未来局こども支援部 こども家庭課長
特別児童扶養手当 川崎市在宅重度重複障害者 等手当 神奈川県在宅重度障害者等 手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当（経過措置）	障害者手当支給業務に 関する情報資産	健康福祉局障害保健福祉部 障害福祉課長
外国人高齢者福祉手当	外国人高齢者福祉手当	健康福祉局長寿社会部高齢

	支給業務に関する情報資産	者在宅サービス課長
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付業務に関する情報資産	こども未来局こども支援部 こども家庭課長
生活資金貸付事業	生活資金貸付に関する情報資産	健康福祉局生活保護・自立支援室保護指導担当課長
心身障害者扶養共済制度	心身障害者扶養共済業務に関する情報資産	健康福祉局障害保健福祉部 障害者社会参加・就労支援課長
入院助産制度	入院助産制度に関する情報資産	こども未来局こども支援部 こども保健福祉課長
児童養護施設等	児童施設業務に関する情報資産	こども未来局こども支援部 こども保健福祉課長
母子生活支援施設運営事業	母子生活支援施設運営事業に関する情報資産	こども未来局こども支援部 こども保健福祉課長
養護老人ホーム 養護老人緊急一時入所事業	養護老人ホーム業務に関する情報資産	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長
小児医療費助成事業 ひとり親家庭等医療費助成事業 小児ぜん息患者医療費支給事業	医療費助成業務（小児・ひとり親・小児ぜん息患者）に関する情報資産	こども未来局こども支援部 こども家庭課長
成人ぜん息患者医療費助成事業	医療費助成業務（成人ぜん息患者）に関する情報資産	健康福祉局保健医療政策部 担当課長〔環境保健〕
重度障害者医療費助成事業 高齢重度障害者医療費助成事業	医療費助成業務（重度障害者）に関する情報資産	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課長
災害時要援護者避難支援制度	災害時要援護者避難支援業務に関する情報資産	健康福祉局総務部危機管理 担当課長
上下水道料金減免制度	上下水道料金減免制度に関する情報資産	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課長 健康福祉局障害保健福祉部 障害者社会参加・就労支援課長 健康福祉局障害保健福祉部 精神保健課長
保育所入所 子ども・子育て支援給付 子ども・子育て支援	子ども・子育て支援給付業務に関する情報資産	こども未来局子育て推進部 保育対策課長 こども未来局子育て推進部

		担当課長（幼児教育担当） こども未来局保育事業部保 育第1課長 こども未来局保育事業部保 育第2課長
--	--	--